

気象災害時対応について

小牧市立小木小学校

小牧市に暴風警報が発令された場合について

1 登校以前に暴風警報が発表されている場合

- ア 午前 6 時 15 分までに警報が解除された場合には、平常通り授業を行う。
- イ 午前 6 時 15 分から午前 11 時までの間に警報が解除された場合には、警報解除の 2 時間後に授業を開始する。
- ウ 午前 11 時に警報が解除されていない場合は、当日の授業は行わない。
- エ アやイで登校する場合でも、台風等の影響で登校が危険と認められた場合は、登校せず、自宅待機をする。学校から連絡が無い場合も、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡する。

2 登校後に暴風警報が発表された場合

- 授業を中止し、安全を確認したうえで速やかに下校させる。
通学路の通行が危険であるなど、下校が困難と判断した場合は、関係児童の安全のため校内で待機させる。

特別警報が発令された場合について

1 登校以前に名古屋地方気象台から特別警報が発令されている場合

- ア 登校せず、自宅待機をする。
- イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

2 登校後に特別警報が発表された場合

- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等の情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（校内で待機、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等）を迅速に行う。
- イ 児童を校内で待機させた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等の情報収集に努め、児童生徒を安全に下校できると判断できるまでは下校させない。

<特別警報の発令基準>

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

悪天候時の登下校について

- ア 登校以前に大雨や雷など、登校が危険と認められた場合は、登校せず、自宅待機をする。学校から連絡が無い場合も、保護者の判断で自宅待機させ、その旨を学校へ連絡する。
- イ 登校後の大雨や雷などは、安全を確認し平常授業を行う。ただし、状況によっては、授業を中止して下校させる場合もある。また、通学路の通行が危険であるなど、下校が困難と判断した場合は、関係児童の安全のため校内で待機させる。